



仮想通貨の可能性を社会実験で証明する

デジタルマネー

Asset International cash プロジェクト

AICA プロジェクト合同会社

<https://aica.io>

目次

あいさつ	P2
事業用語	P3
法律と税金について	p7
会社概要	P9
Asset International cashプロジェクトについて	P10
AICAにつて	P11
価格維持機能について	P15
AICAの価値について	P19
グローバルペッグについて	P20
技術(システム)Utility system	P22
技術(システム)Joint Account Wallet	P24
技術(システム)MIRAI system	P27
AICAのまとめ	P29
販売活動	P30
AICA発行方法と収益について	P32
競合について	P33
社会実験について	P35
トークンセールについて	P37
スケジュール	P39
リスクについて	P40
将来性	P42
参考	P43

ICOは、トークンセール(Token Sale)、クラウドセール(Crowd Sale)、プレセール(Pre Sale)、トークンオークション(Token Auction)、などと言われますが、実際ICOの「C」は、Coinの略であり、この場合のCoinとは、仮想通貨を意味します。ブロックチェーンを利用した、仮想通貨を新たに取引所に上場させるのと仮想通貨の中のトークンを取引所に上場させるのと、では意味と規模が全く違います。

IPOでいうならば、2018年3月で終了した未公開株の売買のためのグリーンシート制(株式投資型クラウドファンディングという未公開株売買のための新たな市場を設置する予定)と東証など公設の市場に上場されている株との違いが有ると言えます。

アメリカでいうこれから何かをやりたい。資金さえあれば事業が進むなどの前向きな理由で、投資や協力者を募る事業者がいる一方、これらを悪用して、詐欺などを企てる人々がいるのも事実です。ブロックチェーンを利用した新仮想通貨を造る手間暇をかけた会社と間借りした仮想通貨(トークン)では、全く規模が違います。

よって、ブロックチェーン技術を使用した上場を株式でいう公設の市場に上場するのと同じような意味で、ICOと位置付け、トークンを利用して上場するのをグリーンシートと同じ考えで、ITO(Initial Token Offering)とすることが、投資する側にもわかりやすいです。

世の中のICOのほとんどがITOという事になります。

今後、ITOが進みその資金でもう一度ICOをするという流れは、トークンを株券とみるなら自然な流れです。

私は、この流れを実行するために今、世の中で言われているICOをITOと位置づけて進めていきます。

これから説明をするAICA(Asset International cash)をITOしたいと思っています。

人材紹介業の許可を取得して、日本で働く外国人の方々と話をする中で、給与として使用できる仮想通貨の必要性和利便性を感じました。

現に私の周りのインド人は、母国の送金にビットコインを使っている人々も多い。では、なぜ仮想通貨は、給与で使用されないのか？ 給与は、原則、法定通貨での支払いが義務です。ただし同意があれば現物支給でも可能です。よって、一番大きい問題は、仮想通貨そのもので、給与を支払うことすら考えていないことです。それに付随して、ボラティリティ（価格変動）が大きいなどもあります。

ボラティリティならペッグ制の仮想通貨を利用すれば解決できます。

確かにボラティリティが大きければ、労働者（従業員）に損益が発生してしまいます。

そんな中、外国人労働者の環境は、生活のために日本円も必要で、貯金して母国の家族などに送金もしたい。

また、日本法人から海外で仕事をしている人々は、日本円より現地通貨が必要と考えるでしょう。このような考えの中、誕生したのがAICA（アイカと呼びます）です。

このプロジェクトを成功させる要素の一つが実例の装備だと考えました。人材紹介業の仕事の関係で、気が付けばトレーダーやファンドマネージャーなどの人脈より人材業に関係している人脈のほうが増えていました。この仕組みを人材派遣会社の社長などの人脈によりテストする環境があることに気が付きました。

1ビットコイン20円の時代を私自身知り、当時は詐欺と思いました。

2015年、ビットコインのプライベートバンクシステムを企画して、1ビットコイン5万円になっていたのを、自社ではしませんでした。結果的には、この時点でも参画しても全然遅くありませんでした。

バーターシステムを構築した経験からブロックチェーン技術を使用した仕組みは、低コストで高安全性のシステムと思いAsset International cashプロジェクトを具現化したくICOをすることにいたしました。

• 用語

「仮想通貨」とは

仮想通貨は、インターネット上に存在する仮想上の通貨で、円やドルのように紙幣や紙幣がなく、**全てインターネット上にて取引**されます。海外では、「暗号化通貨・暗号資産」とも呼ばれます。

仮想通貨には国家や中央銀行などの発行主体が存在せず、通貨の価値を保証する機関も存在しません。

そのため、本当の意味で自立・独立した“国際通貨”であるといえます。

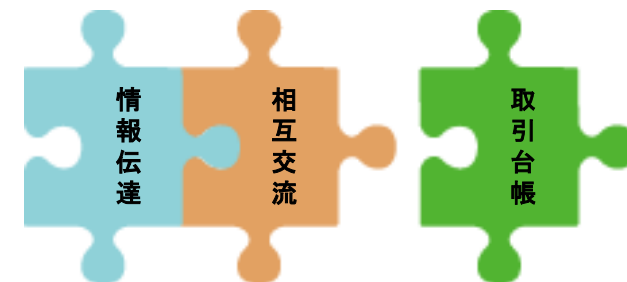
「ブロックチェーン」とは

2017年3月にドイツで開催された国際情報通信技術見本市CeBTT2017のグローバルカンファレンスの中でブロックチェーンはインターネットの価値である「情報伝達」と「相互交流」に「取引台帳」を付け加えたものであると定義されました。

取引台帳は、「取引データ」技術のことを指し、取引のデータ（履歴）を「トランザクション」と呼びます。そして、複数のトランザクションをまとめたものを「ブロック」と言います。

このブロックが連なるように保存された状態が「ブロックチェーン」です。

ブロックチェーンは中央集権的な管理が存在しない分散型システムで、権限やデータなどが、一箇所に集中することが無いです。



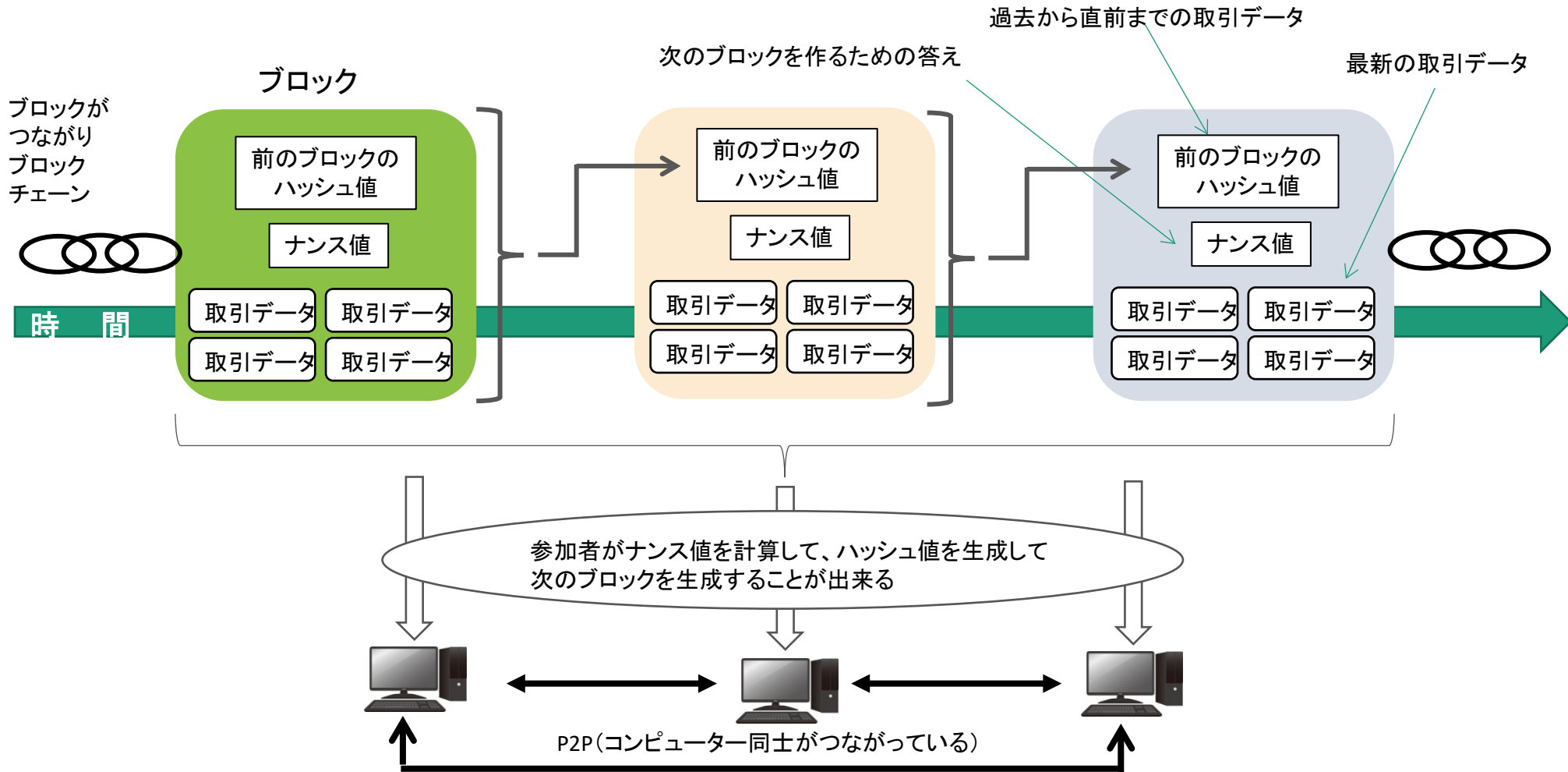
「P2P」とは

「WWW」のように情報伝達する特定のサーバー（クライアント-サーバー型）が、それを利用する多数の端末（パソコンやスマートフォンなど）が接続して使用されるのに対して、P2P（Peer to Peerの略）は、ネットワーク上に存在するコンピューターが、一対一の対等の関係で通信を行うことをいいます。

P2Pは、クライアント-サーバー型に比べ、特定のコンピューター(サーバー)に対する通信負荷が軽減され、ネットワークを効率的に使用できるというメリットがあります。

「ハッシュ値」とは

ランダムな値で、一度だけ使用される使い捨ての数字で、ブロックを生成するときに取引データが正しいか正しくないかを計算する（採掘者やマイナーと言います）ことによって生成される32ビットの数値です。



「ペッグ」とは

ペッグ通貨というのは、簡単に言えば、**米ドルなどの通貨と為替レートを固定しておくことです。**

要するに、通貨を固定し安定化させているのが「ペッグ通貨」です。この法定通貨のペッグである仮想通貨も最近ではよく登場しています。法定通貨との交換レートが固定されているため、価格の安定性を特徴とします。

常に同じレートでUSドル、ユーロ、日本円などと交換できるため、法定通貨の価値をそのまま保ちつつデジタル化した通貨と言えます。

「トークン」とは

トークンというのは、広義の意味で記念品、引換券、代用貨幣などを表す、英単語です。

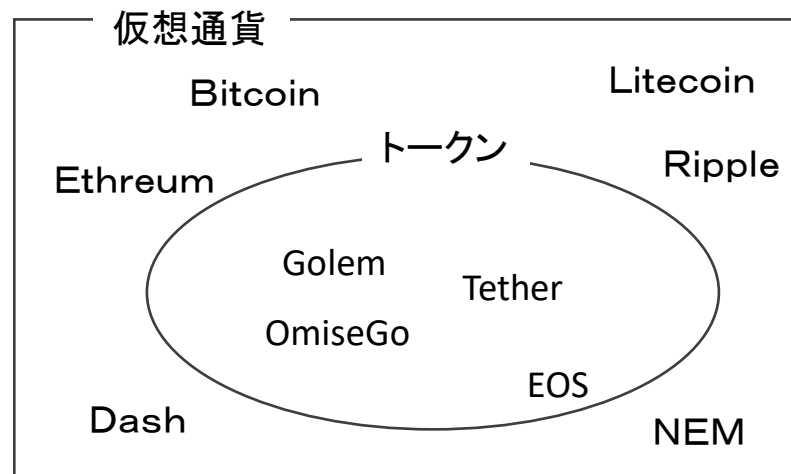
これらの意味の中で、仮想通貨と関係があるものが代用貨幣となります。

トークンは、既存のブロックチェーン（プラットフォーム）上から発行されます。

仮想通貨と同じように送金や取引ができます。

トークンではない仮想通貨をアセット（資産）タイプと呼び、ビットコインやイーサリアムに限らず、独自のプラットフォームというものを形成しており、この自立して発行、循環できる通貨です。

一方、トークンをカレンシー（通貨）タイプと呼びビットコインやイーサリアムなどのプラットフォームを借りて作った通貨のことです。なので、独自のブロックチェーンもP2Pネットワークも持ちません。



トークンというのは、『**仮想通貨というプラットフォームを間借りしてできた貨幣**』と考えてもよいです。

「ICO」とは

ICOでは発行が容易なイーサリアムで行われる事が多いです。

イーサリアムでは、**発行通貨をトークンと言われる**事が多いので、それが広がってトークンが定着しました。

ICO案件は700件以上の新しい暗号通貨が発行されます。

新しい暗号通貨は取引所に登録された段階が、株式で言うところの上場の位置付けです。世界には4444件（2017年7月現在）の取引所があります。これは株式の取引所に比べても非常に多い数の取引所があると言えます。

多くの場合でトークンとは、主に企業が、ある事業を新しく立ち上げるにあたり、資金供給のために発行されるものです。これをICO (initial Coin Offering) といいます。

企業が発行したトークンを、**出資者がトークンとビットコインなどの仮想通貨と交換、その後企業側は、トークンと交換した仮想通貨を売却することで資金を得る事ができます。**

このトークンを発行する際、企業側は株式のように自由に発行制御を行うことができます。

株式と違うポイントとして、証券会社を通さずに自社で発行、管理できるため、コストの軽減につながるといったいくつかのメリットがあります。

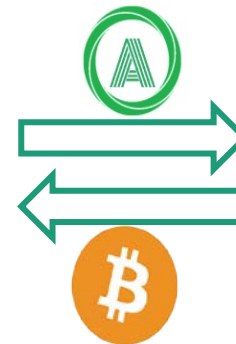
仮想通貨の用語は、まだまだ定義が曖昧なものも多くあります。

【ICOで資金調達を行う方法】

企業が独自に発行したトークン
(仮想通貨みたいなもの)



ICOで資金調達をする企業
プロダクトチーム



仮想通貨を保有する
投資家(支援者)

イーサリアムなどの仮想通貨で独自に発行したトークンを購入してもらい資金調達を行う

日本の法律ではICO自体を対象にした法律はないが、ICOの商品形態によって適用される法律が異なる

—仮想通貨法— (2019年1月現在の法律用語は、仮想通貨法ではなく仮想通貨法なので、ここでは仮想通貨と呼びます)

改正資金決済法のうち、仮想通貨への対応が盛り込まれた改正部分のことをいう

仮想通貨法の中身は大きく分けて①仮想通貨の定義、②仮想通貨交換業の定義、③仮想通貨交換業の規制の3つに分かれる

「仮想通貨」とは、インターネット上でやりとりされるお金のことをいう

仮想通貨は、1号仮想通貨と2号仮想通貨に分かれる

1号仮想通貨 = 不特定の人に対して、物を売ったり買ったりするときに使用することができる、インターネット上のお金（通貨としての価値をもつもの）

2号仮想通貨 = 1号仮想通貨と交換できるもの

仮想通貨と電子マネーは似ているが性質上まったくの別物

「仮想通貨交換業」とは、仮想通貨の売り買いや、仮想通貨同士を交換するサービスのことをいう

仮想通貨交換業は、国からの登録を受けないと行えない

仮想通貨交換業者に対する規制は、①登録における財務規制（登録拒否事由）、②情報提供義務、③分別管理義務、④セキュリティ対策、⑤監督規制、⑥マネロン規制などがある

結論 弊社発行のAICAは、仮想通貨法に触れずにトークンを発行するには「不特定ではなく、一部の人としか交換できない」商品形態にすればいいが、一部がどの程度の規模なのかは議論があるが弊社は、仮想通貨AICAを保有している人（AICA CROW）を一部の人と定義しています。

また、「有価証券」に当たる可能性もトークンを保持することで株のような配当や収益の分配がない場合なので、現在の金商法の規制にあたりません。

そして、消費者契約法や民法を厳守しています。

—労働基準法—

労働基準法で、賃金払いには5つの原則（労働基準法24条）があります。

①通貨払いの原則②全額払いの原則③直接払いの原則④毎月払いの原則⑤定期払いの原則

仮想通貨での給与の支払いには、通貨払いの原則に反してしまいます。

給与は通貨で支払わなければならないというものであり、通貨とは日本円のことです。

しかし、現在現金（手渡し）で給与をもらっている方はそれほど多くありません。ほとんどの方が銀行口座に振り込んでもらっています。

これは、省令で例外（労働者の同意を得た場合は、銀行や郵便局などの金融機関、証券会社の口座の振り込みをしてよい）が認められているからです。

必ず、労働者の同意が必要という事になります。

もう一つは、労働協約で定められている場合は、例外的に通貨以外のもの（現物給与）として支払うことができます。

労働協約とは、労働組合と使用者との間で交渉を行い、その結果、労働組合と使用者間で合意に達した事項を①書面にし、

②労働組合と使用者双方が署名又は

記名押印したものをいいます。

労働組合と使用者が合意すれば公序良俗（民法第90条）に反しない限り基本的には当事者の自由です。

労働協約は「会社と労働組合が結ぶ協約」なので、労働組合のない会社ではそもそも結ぶことができません。

最後に現物での給与支払いが原則禁止されているのは、労働者側に不利益となるような現物給与はいくら労働協約が締結しても無効になると考えてよいです。

結論

労働協定がある場合は、仮想通貨での支払いが可能になる可能性があります。

社会実験を兼ねて弊社は、AICAを給与として使えるかを厚生労働省などの指導の元進めていきます。

これは、AICAだけではなく仮想通貨の可能性の実験でもあると考えています。

一税 金一

(1) 消費税

仮想通貨は「支払手段」とされたため、2017年7月からは消費税が非課税となりました。

(2) 所得税

仮想通貨の取引によって得た利益が年間20万円以上ある場合、雑所得として確定申告をする必要があります。

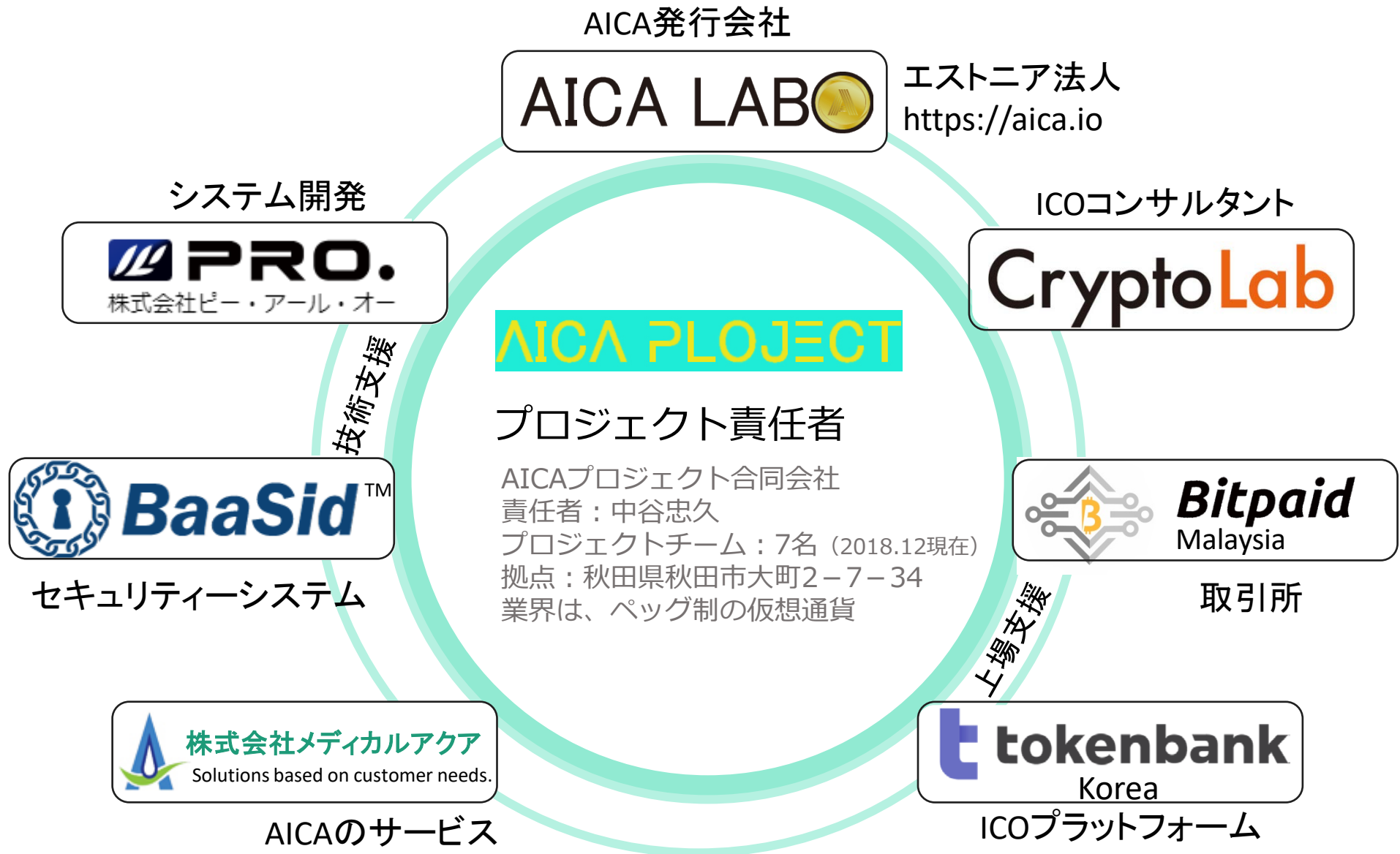
仮想通貨によって得た利益については、「総合課税の累進税率」が適用されます。

「総合課税」とは、仮想通貨で得た利益だけでなく、その他の所得も合計して所得税の計算をすることをいいます。

「累進課税」とは、課税対象の額が増えるほど課せられる税率も高くなる仕組みのことをいいます。

そのため、仮想通貨で得た利益を含む合計の所得が高い場合、税率は最高で45%になることもあります。なお、仮想通貨は、日本円に換金した時点で利益が出たとみなされるため、単に持っているだけなら課税対象とはなりません。

そのため、短期間で売買や他の仮想通貨を購入する場合には、その度に所得税の課税対象となります。



セキュリティトークンとは、証券としての性質を持ったトークンです。
ユーティリティトークンとは、あるサービスやシステムを使う目的で使われるトークンです。

AICAは、AICAの経済圏内での利用のみを目的としたユーティリティトークンとしてスタートします。

STEP1の前にハードフォークを行います。

AICAを利用したサービスなどを展開する場合は、セキュリティトークンとして扱うことが出来るようにプラットフォーム化も視野に入れて開発を進めていきます。

マーケティングトークンとしての利用

Step1からStep3までの流れを作るためのユーティリティトークンとしてのサービスを展開します。

Step 1 外国人労働者に対して、給料・送金としての利用

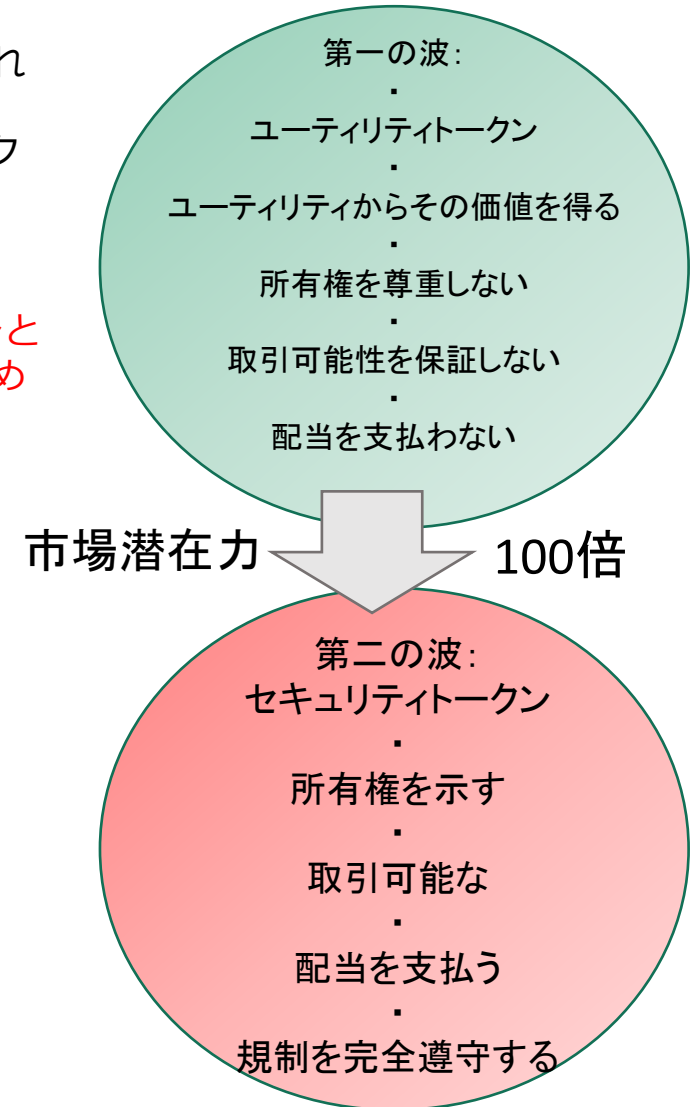
給料として、利用することにより銀行を通さずに海外送金など各国の取引所にAICAを普及することが目的です。

Step 2 決済としての利用

貿易や外部委託などの企業、個人間を問わずにビジネスなどを国際間で行うときの決済としての利用です。

Step 3 通貨としての利用

少額決済や個人間取引やクレジット決済など一般的な通貨を世界中で使える通貨としてデジタルマネーの完成形です。





AICAについて

給与で支払いができる仮想通貨を実現するためには、わかりやすく1円=1aien (aienは、円ペッグ時のAICAの単位) を実現するしかありません。

例えば、ドルをスイカ（JR東日本の電子マネー）にチャージをする場合、アメリカドルと日本円の相場で両替をして、日本円をスイカにチャージする2回のアクションが必要になります。また、3種類のアイテム（ドル、円、スイカ）が必要である。

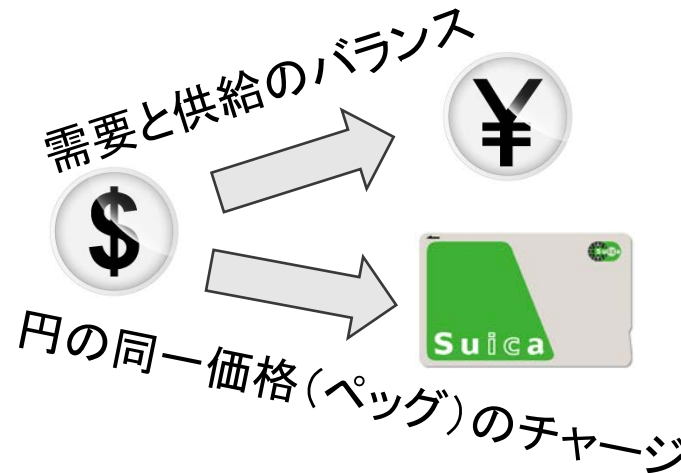
ドルをSuicaにチャージする場合



日本とアメリカの需要と供給のバランス（相対的な力関係）で為替レートが変化する変動相場。
仮想通貨で例えるならビットコインやイーサムやリップルなど

スイカは、企業の信用で成り立っています。円を電子マネーにする。
固定相場と同じでレートの変化はない。
仮想通貨で例えるならMUFGコインやJコインやZENなど

ドルと円の需要と供給のバランス（為替相場）と円からSUICAへ円の同一価格（ペッグ）のチャージをするイメージです。

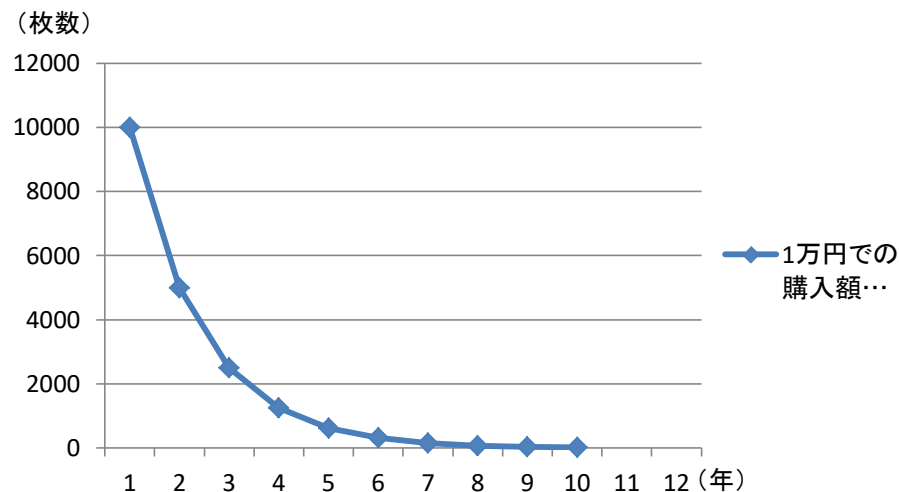


AICAについて、ドルから直接相場価格の円とドルから円と同じ価格のSUICAへチャージできるかを検証いたします。ドルをAICAに置換え円はそのまま、AICAの価格を円スイカの代わりにaienに置換えています。

- 検証1**
- ・スタート時1AICA（変動相場用通貨） = 1aien（固定相場用通貨単位）として固定する。
 - ・ウォレット内は、相場価格がUP（価値が上がると）ウォレット内のaienの枚数も増える。
 - ・1年に価値が100%UPで検証

Year	AICA	1AICAの購入価格(対円)	ウォレット内(aien)	1万円での購入額(aien)
1	1	1	1	10000
2	1	2	2	5000
3	1	4	4	2500
4	1	8	8	1250
5	1	16	16	625
6	1	32	32	312.5
7	1	64	64	156.25
8	1	128	128	78.125
9	1	256	256	39.0625
10	1	512	512	19.53125

1万円での購入額(aien)



結論

システム的に変動相場制の需要と供給による価値の変化を想定した場合、この検証では、非常に使いにくい通貨となります。

企業が1万円分のAICAを購入しようとした場合、10年目では、19.5aienしか購入できない。

これでは、**計算も大変でただの投機対象の他の仮想通貨と同じになってしまいます。**

検証2

1aienを変えずに円の価格を初めから高くした場合
 検証1と同じように1年に価値が100%UPで検証
1aien=10000円でスタートで検証

Year	AICA	1AICAの購入価格(対円) Purchase price of 1aien (vs. yen)	ウォレット内 (aien) In the wallet	1万円での購入額 (aien) Purchase amount at 10,000 yen
1	1	10,000	1	1
2	1	20,000	2	0.5
3	1	40,000	4	0.25
4	1	80,000	8	0.125
5	1	160,000	16	0.0625
6	1	320,000	32	0.03125
7	1	640,000	64	0.015625
8	1	1,280,000	128	0.0078125
9	1	2,560,000	256	0.00390625
10	1	5,120,000	512	0.001953125

欠点は、1万円で購入できるaienが、どんどん少なくなり（AICAの価値が上がっている）使いにくい。
 計算しにくい通貨では、現実的に使用が困難

検証3

1aienを最初から変えずに円の価格を初めから低くした場合
 検証1と同じように1年に価値が100%UPで検証
10000aien=1円でスタートで検証

Year	AICA	1AICAの購入価格(対円) Purchase price of 1aien (vs. yen)	ウォレット内 (aien) In the wallet	1万円での購入額 (aien) Purchase amount at 10,000 yen
1	1	0.0001	10,000	100,000,000
2	1	0.0002	20,000	50,000,000
3	1	0.0004	40,000	25,000,000
4	1	0.0008	80,000	12,500,000
5	1	0.0016	160,000	6,250,000
6	1	0.0032	320,000	3,125,000
7	1	0.0064	640,000	1,562,500
8	1	0.0128	1,280,000	78,125
9	1	0.0256	2,560,000	39,062
10	1	0.0512	5,120,000	19,531

欠点は、1aien=10000円でスタートで検証した結果と最終的に同じになりウォレット内は、ベトナムドンのような使いにくい桁数になる。
 使いにくい桁数は、使用者に不便です。

結論 検証1から検証3を踏まえて、1つの通貨システムに利便性を重視した**固定レート（固定相場制）**と**需要と供給のバランスに適したレート（変動相場制）**の仕組みを取り込むのは、不可能である。



AICAについて

検証1から検証3の結果、円とaien（固定相場用通貨）とAICA（変動相場用通貨）の3つを1つの通貨の機能に主役することが望まします。

AICA内ですべて処理（相場制の仮想通貨とペッグ仮想通貨を繋いだりするのは違います）します。

1aien=1円 1AICA=相場価格

Year	AICA	1AICAの購入価格(対円) Purchase price of 1aien (vs. yen)	ウォレット内(aien) In the wallet	1万円での購入額(aien) Purchase amount at 10,000 yen	1AICAの円での 最低取引額 (AICAの価値)	aien=AICA価値 × 円の価値
1	1	1	1	10,000	1	1
2	1	0.5	2	10,000	2	1
3	1	0.25	4	10,000	4	1
4	1	0.125	8	10,000	8	1
5	1	0.0625	16	10,000	16	1
6	1	0.03125	32	10,000	32	1
7	1	0.015625	64	10,000	64	1
8	1	0.0078125	128	10,000	128	1
9	1	0.00390625	256	10,000	256	1
10	1	0.001953125	512	10,000	512	1

1AICAは、その時の円との相場価格で、相場価格の円分がaienとして収納されている。

10年で見ると1aienは、1円で、1AICAを512円で購入することが出来る。

1AICAを購入したら512aienとして自分のウォレットに表示。

円とaien（固定相場用通貨）とAICA（変動相場用通貨）の3つを1つの仮想通貨で実現したのがハイブリット仮想通貨AICAです。



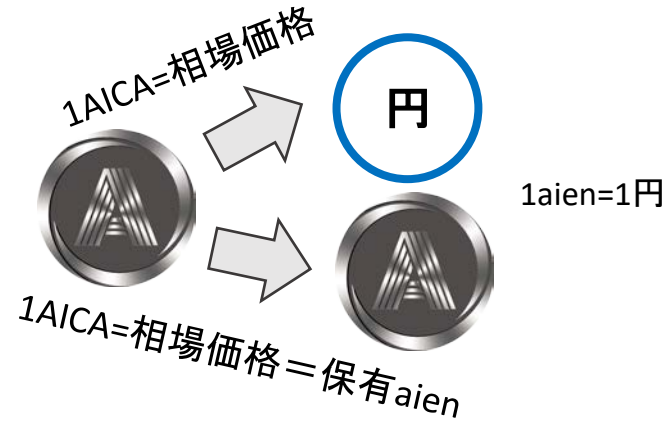
価格維持機能について

AICAは、基軸通貨を円にした場合、変動レートAICAの取引価格がUPした場合、**自分のウォレット内のaien通貨が増える仕組み**です。

1 aienを1円に保つことによりいつでも使える計算しやすい仮想通貨になります。

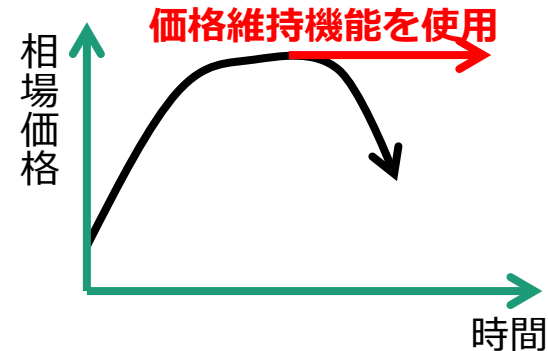
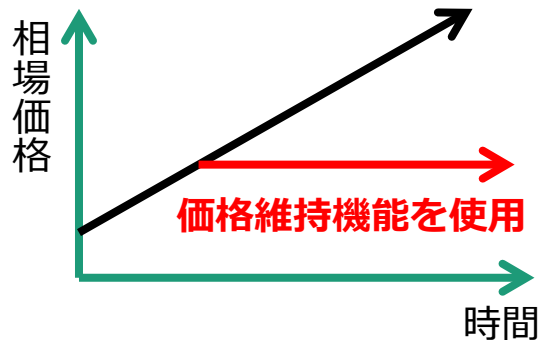
ただし、**使いにくさは残ってしまいます。**

そこで、**価格維持機能が必要**になります。



AICAの価格維持機能（ロック機能）の概要

価格維持機能（ロック機能）付き仮想通貨とは、その金額で円に対して、価格変動しないペッグ通貨にすることが可能、価値を一定に保つことが可能な機能です。



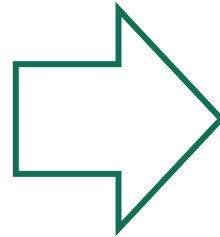
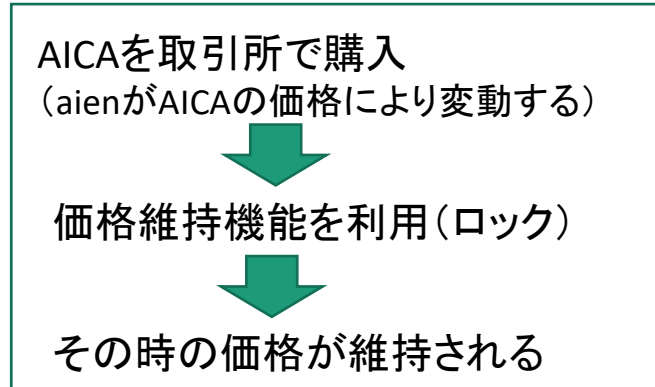
国際通貨としても非常に使いやすい機能

例えば、給料を10万円もらって、数日後、15万円になっていたらうれしいですが、5万円になっていたら？

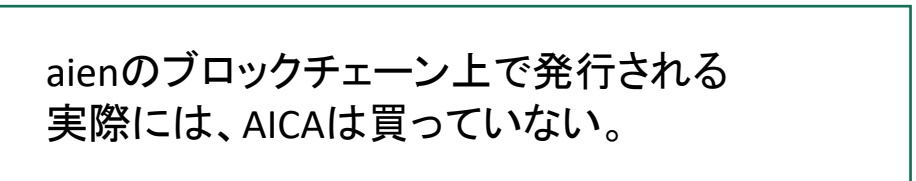
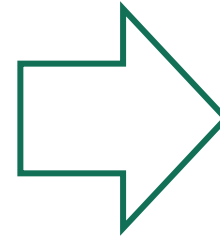
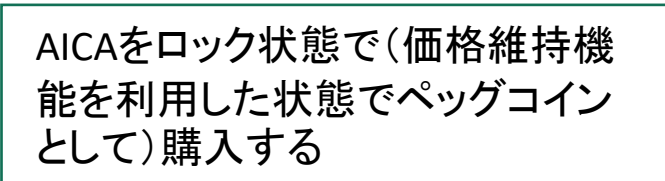
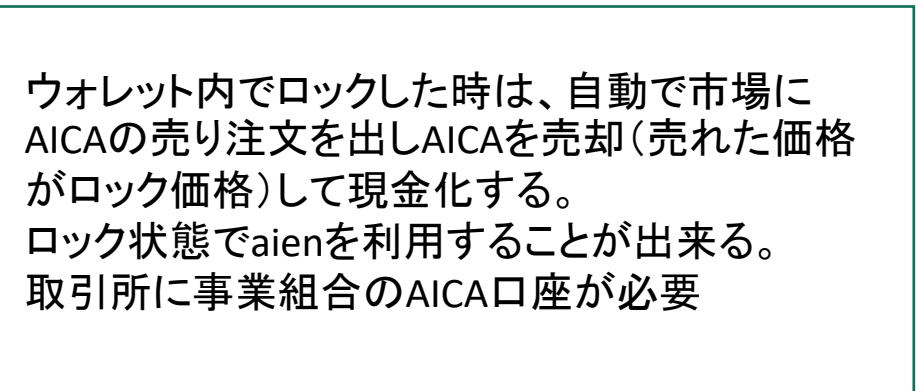
今の変動制の仮想通貨（ビットコインなど）で給料をもらおうと10万円が増えたり減ったりします。AICAは、10万円は、10万円とロックできる機能である価格維持機能を世界初で実装しています。

価格維持機能ONの時

ユーザーから見た使い方



システム的には



この方法で、日本円を担保した場合は、**第三者型前払式支払い手段**に該当するため、法務局に発行額の50%を供託しなくてはならない。

AICAの相場価格でaienの価値がある。

1aien=1円の価値は、aienにロックした金額を100%供託することにより**国が保証**してくれる。
AICAのaienは、ステーブルコインではなく、ペッグコインになります。

価格維持機能OFFの時

ユーザーから見た使い方

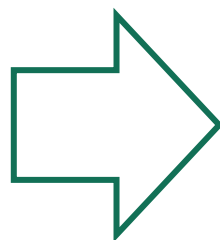
aienのロックを解除



AICAの買注文を取引所に出す



その時の価格が反映される



システム的には

ウォレット内でロック解除をした時は、自動で市場にAICAの買い注文を出しAICAを購入(買った価格がaien価格)してAICAと連動する。
aienを利用することが出来る。

価格維持機能時の手数料

ロック起動時のみ日本円で1000円

少額でのロックは、システム負担やいたずら防止のため固定した手数料を頂きます。

1万円の場合は、10%

10万円の場合は、1%

100万円の場合は、0.1%

その他の手数料は、取引所の手数料になります。取引所手数料は、取引所により異なります。



価格維持機能について

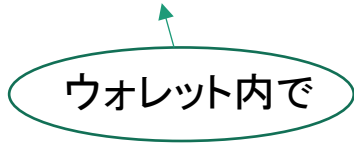
検証1

相場価格

1AICA = 100円 = 100aien



価格維持機能ON



相場価格 AICAが急落

1AICA = 1円 = 1aien



価格維持機能OFF



100aien分のAICAは、100AICAが必要になるので市場に買いに行く



お金は、供託金から支払える



100AICA = 100aien

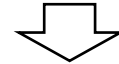
検証2

相場価格

1AICA = 100円 = 100aien



価格維持機能ON



相場価格 AICAが上昇

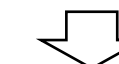
1AICA = 1000円 = 1000aien



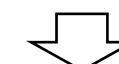
価格維持機能OFF



1000aien分のAICAは、0.1AICAが必要になるので市場に買いに行く



お金は、供託金から支払える



0.1AICA = 100aien

通貨の価値＝信用力

AICAの価値は、相場価格です。1 AICAの相場価格が上昇すれば価値が上がっている。

1 AICA = 円 = aienが成立つ

ユーティリティトークンとしてのaienの価値

AICAの価値で担保している

+

aienは、価格維持機能でロック状態の時は、1 aien=1円を法務局に供託金として預けるため、日本国がこの価値の担保保証をしている

価値安定通貨の分類

裏付けとなる資産

有り

無し

Tether
DigixGOLD
TrsutToken
Petro

①

MUFG coin
Zen
Nubits
AICA

②

トラスト必要

Dai
Bitshares
HAVVEN
AICA

③

④

トラスト不要

①は、特定主体へのトラストが必要で、価値の裏付けとなる資産がある通貨です。

②は、特定主体へのトラストが必要で、価値の裏付けとなる資産がない通貨です。

③は、特定主体へのトラストが不要で、価値の裏付けとなる資産がある通貨です

④は、特定主体へのトラストが不要で、価値の裏付けとなる資産がない通貨です。

初期段階のAICA（将来的には、非中央集権型が目標）では、**半中央集権型**で、運営致します。

1AICA = X円（相場価格）にドル円相場価格を掛けるとドル価格の1AICAレートが出てくる

①日本円を基準にすることにより円高時には、外国の通貨ペッグがプラス方向に円安時には、マイナス方向に変化する。

②1時間に1回（00分基準）レートチェンジ24時間で24回

③ドルやユーロなどの価格は、市場レートを使用する。

④aienなどのペッグ通貨のエクスチェンジやロックは、次の時間のレートを予約する方法

例) AM8 : 15 → ロック注文 → AM9 : 00のレートでロック

AM8 : 15 → ロック解除注文 → AM9 : 00のレートでロックを解除

AM8 : 15 → aiusドルにチェンジ → AM9 : 00のレートでエクスチェンジ

⑤海外ペッグや他の仮想通貨にチェンジした場合の端数は、口座に残します。

ペッグ通貨の基軸例

0.01US \$ = 0.01ai \$

0.01ユーロ = 0.01aiユーロ

1VND = 1aiVND

1AICA = 1ドルとしたら1ai \$

1AICA = 1ドル50セントとしたら1.5ai \$

法定通貨をプラスする場合のルール

その国での取引所が1つは必要とします。

10%のブロックチェーンPC（ノード）が必要とします。これは、システムの安定化を図るためです。

例) 日本円のみ100%日本でもよい

アメリカドル参加 $100 \div 2 = 50$ の10% = 5%が必要

ユーロ参加 $100 \div 3 = 33.3\dots$ の10% = 3.3%が必要

10カ国の法定通貨が必要 $100 \div 10 = 10$ の10% = 1%（1か国あたり）が必要となります。

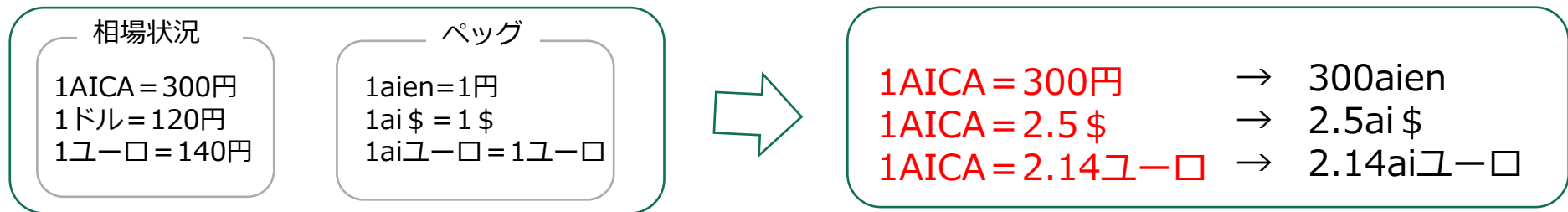
コンソーシアム型のブロックチェーン（p 32のAICAの発行方法に記載）を導入するペッグ通貨ごとに用意してジョイントすると安定して、巨大なブロックチェーンワールドができます。

世界中で安定した運用が可能になると考えられます。

しかし、細かな仕様変更や修正が発生した場合、ジョイントしているブロックチェーンのメリットは、デメリットに変わります。

よって、同じシステム上で作動させるコンソーシアム型のブロックチェーン内で全てのウォレットを完結させる方が将来的に安定します。

実際のレート変化図



現実では、できないことも仮想通貨のデジタルの世界では可能です。

現在の**仮想通貨は、ただ単に法定通貨のデジタル化**です。ブロックチェーン技術は、ビットコインで分散型データベース（改ざん防止）、二重支払い問題の解決（二重使用の防止）など課題を解決した画期的な技術です。しかしデジタルという利便性に関しては、課題が残ります。AICAは、デジタル通貨のメリットを最大限に生かすことにより生まれた発想です。

開発案件1 ユーティリティトークンとしてのシステム

開発名 : UTILITY System

BaaSのブロックチェーンを利用して、認証システムと個人情報のデータベースをそれぞれ異なるブロックに保存して、認証システムが成り立った場合のみ本人の設定範囲で利用可能にする

必要性 本人確認が容易。

取引の証拠となる証拠を同じブロックチェーン内で完結できる（取引認証の効率化）

個人情報保護の観点から情報を分散することは、安全性が高く必要時にのみ紐付けできる

特徴 ①ワンタイム個人認証は、個人情報を強固に保護できる

②ジョイントアカウントウォレット（次項目）もBaaSブロックチェーン上に開発できる

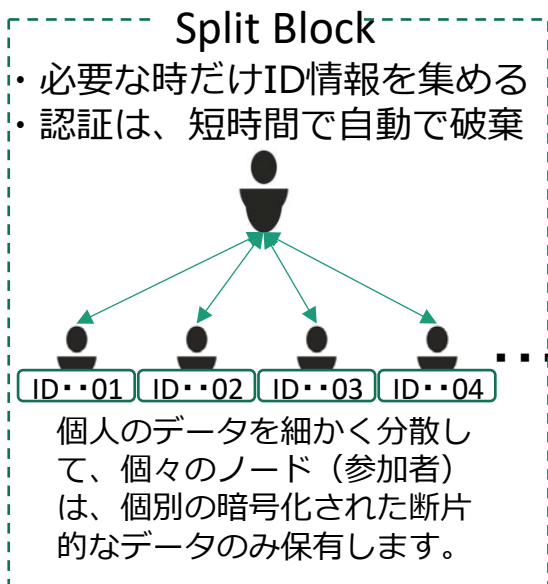
③専用アプリにより利便性をUP（HPだと改ざんやハッキングリスクが高くなる）

④言語を選べる

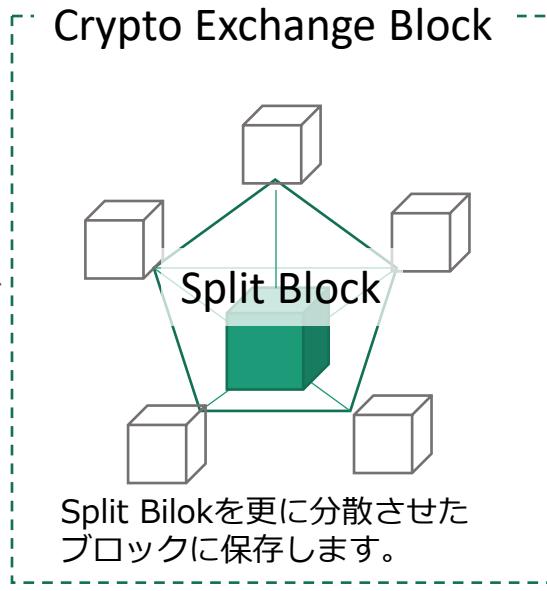
⑤WEBサービスの利用時も同じ認証システムが利用できる

⑥AICAだけではなく、他の仮想通貨にもカスタマイズ可能

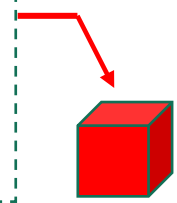
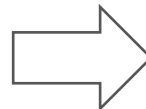
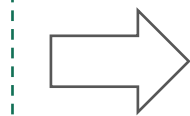
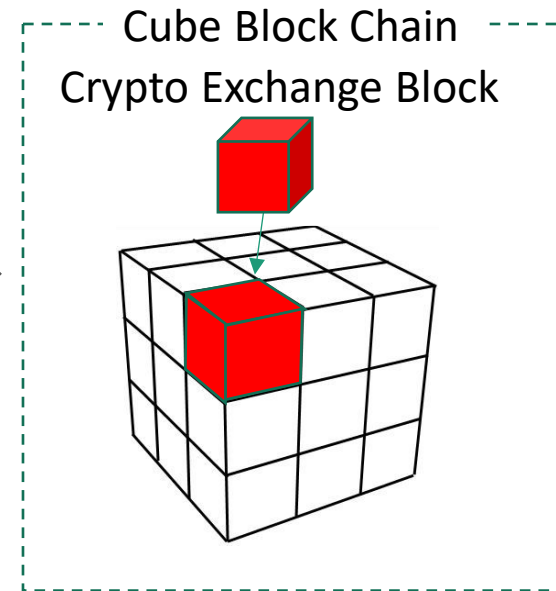
⑦低コスト



Split Block



Crypto Exchange Block



技術(システム)・・・Joint Account Wallet



開発案件1 - 給与を受取るためのウォレット

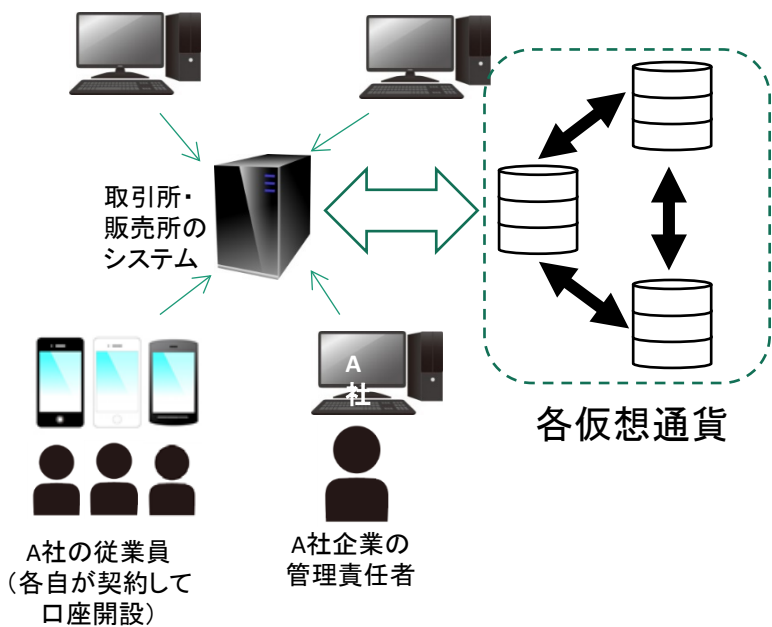
開発名: Joint Account Wallet

参加法人がブロックチェーンで構成されるウォレットで、メインウォレット(親口座)に付随するサブウォレット(子口座)の概念からすると、認証された法人のみで、情報を持つ、分散型データベースシステムであると言える。よって、開発は、クローズ型ブロックチェーンウォレットである。

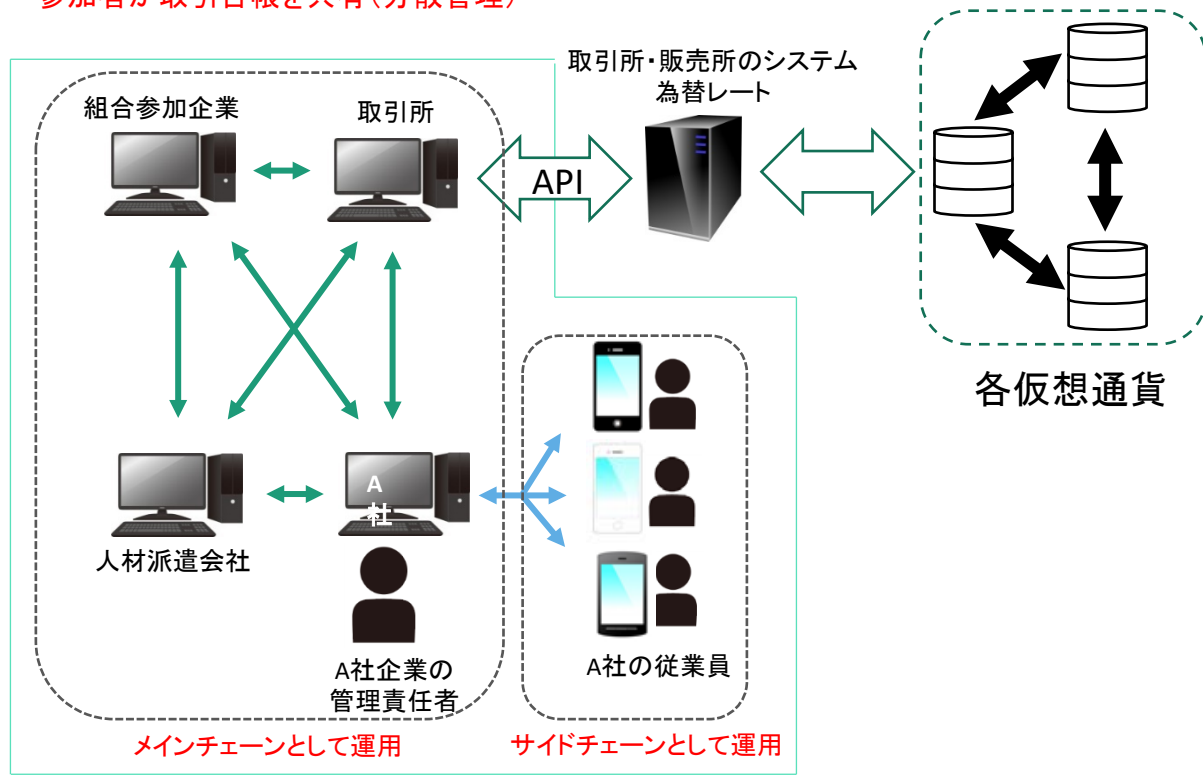
システム概念図

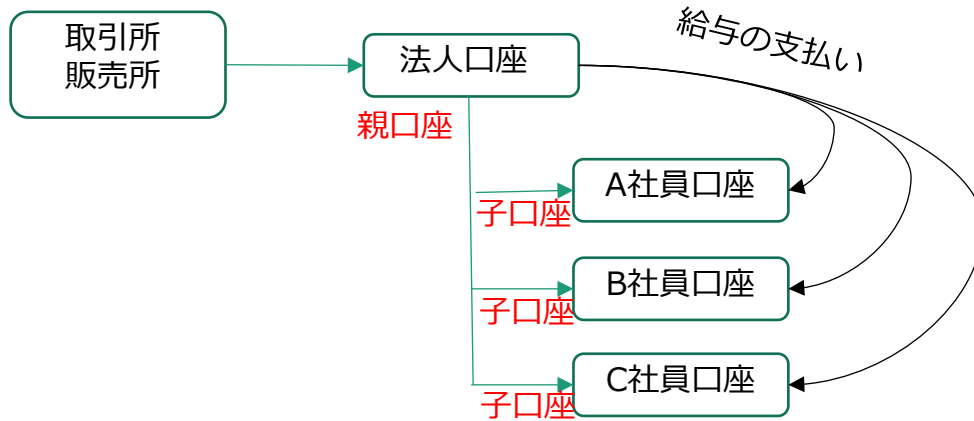
従来のシステム

- ・A社の従業員全員の審査がいる。
- ・各自、ウォレット管理やセキュリティ対策が必要
- ・カウンターパーティのリスクもあります。

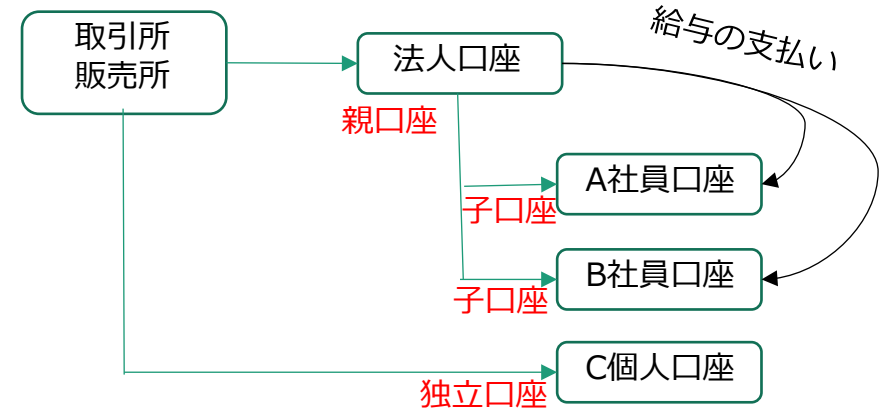


参加者が取引台帳を共有(分散管理)





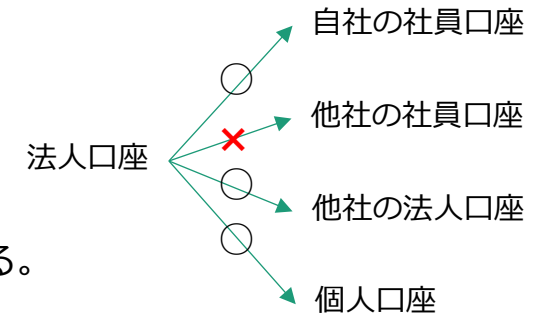
社員が退社した場合



口座ルール：マネーロンダリングや租税回避ができないように各立場により権限が違う

法人口座について

- 法人は、取引所が決める審査と社員口座に対する責任書を記載する。
- 法人口座をベースに社員口座を法人口座の責任で作れる。
- 法人口座からは、自社の社員口座や他社のAICA法人口座や個人口座に振込できる。
- 法人口座から違う法人口座の社員口座には、振込めない。

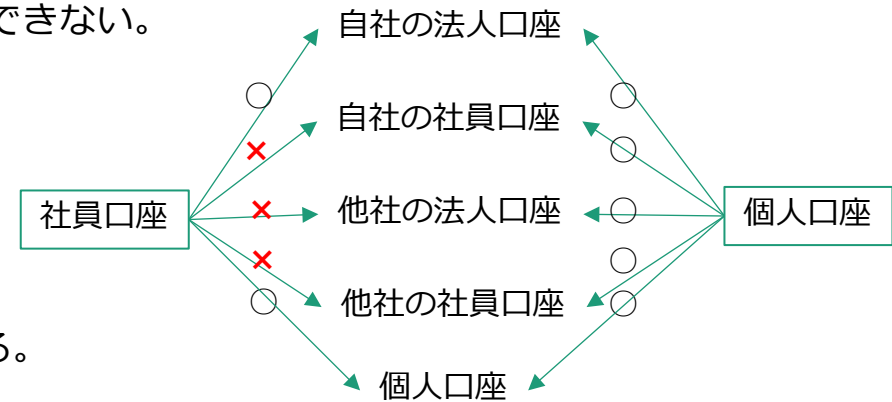


社員口座について

- ・社員口座は、法人の責任の下で、開設してもらえる。
- ・社員口座からは、自社の社員口座、他の社員口座に送金等はいできない。
- ・社員口座から親口座である法人口座へは、振り込みができる。
- ・社員口座から個人口座には、振込ができる。

個人口座について

- ・個人口座は、取引所が決めている審査が必要である。
- ・個人口座は、取引所の一般的なウォレットと同じ扱いである。



限定された企業や機関しか参加できない（クローズド）ということは、ビットコインのように悪意あるユーザーを前提とした作りをする必要はなく、取引の検証に時間や手間が掛かるシステムにしなくてもよいということになります。

システム開発には、テックビューロ株式会社の汎用性の高いブロックチェーンプラットフォーム「mijin」

(<http://mijin.io/ja/>) かIBMのHyperledger Fabric (<https://www.ibm.com/blockchain/jp-ja/hyperledger.html>) を利用することで、企業内や企業間で利用可能なプライベート・ブロックチェーン環境を構築します。

開発案件2 -ハイブリット型仮想通貨のAICAを作るための5つのシステム-

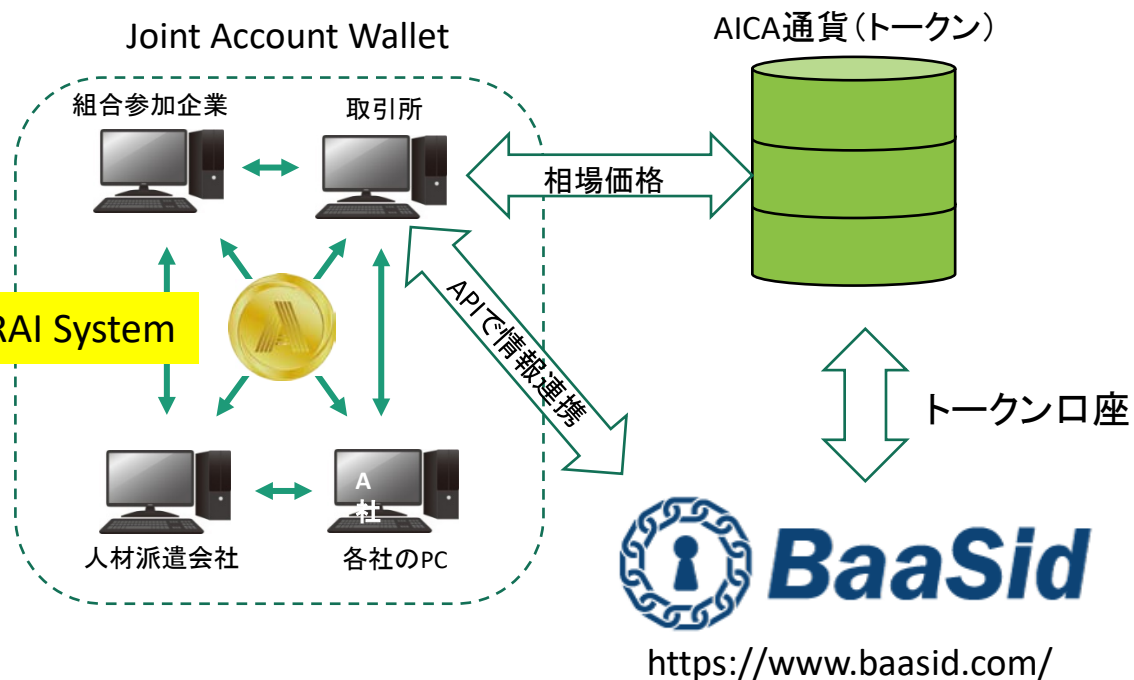
開発名： AICA管理システム (MIRAI System)

Money system 通貨発行と通貨保管システム
Inter system AICAとaienを連動させるシステム
Rate keep system 価格維持機能システム
Association system 組合員の募集管理システム
International system 為替とAICAを連動させるシステム

- 通貨発行ルール (Money system)
参加した組合員へのAICA発行と組合費の分配及び将来のブロックチェーンの開発費をキープしておくためのシステム
- AICAとaienを連動させるシステム (Inter system)
AICAは、イーサリアムのサイドチェーンを利用するためAICAの価格を読み取りaienに反映させるためのシステム
- 価格維持機能 (Rate keep system)
価格を維持させるには、システム上のaienの管理機能が必要で、総発行数のAICAを維持するための調整システム
- 組合員の募集管理(Association system)
組合に参加するときは、システム上のルールに沿って、参加の是非を決める。
- 為替との連動 (International system)
グローバルペック時の価格取り込み機能

Joint Account Walletのブロックチェーン内に固定レートでのaienを発行する

システム概念図



Joint Account WalletとBaaSidを連携させることでそれぞれの価格や保有数などがリアルタイムに反映される。

特徴

- ①通常の仮想通貨は、発行仮想通貨が基軸通貨です。
例えば、1BTCが100万円とか1BTCが80万円とか1BTCに対して、円が変化します。AICAの1aienは、**基軸通貨を円**に設定することで1aien = 1円になります。
例えば、1aien = 10円に価値が上がると（ロックしていない状態）**自分の保有AICAが1aienが10円ではなく、10aienに持っているaienが増えるだけです。**
購入する側は、最低購入額が1AICAが10円になる。1AICA購入するには、10円が必要になる。この時の**1AICAに対して10aienが収納**されてる。
- ②価値の保存という概念でのロック機能
- ③価値を保存することで、人に貸せる。（金利などをもらえる）
- ④借りて、支払うや運用して金利を払うことが明確になる。

発行日2018年12月

トークン名称 AICA (アイカ)

通貨単位 AICA (アイカ)

総トークン供給量 1,000,000,000AICA

ブロックチェーン イーサリアムを利用
クラウドセール後は、 BaaSのブロックチェーンを利用

承認システム 事業組合によるコンソシアム型

開発者 T氏

公式サイト <https://aica.io>

ホワイトペーパー AICAホワイトペーパー(JP.EN.CN?)

サイドチェーン方式 (<http://kusacurrency.com/technology/sidechain/>) となります。

イーサリアム上のトークンを保管できるMyEtherWallet(マイ イーサ ウォレット)を使用予定です。
日本でのペッグ通貨であるaienを使用して、クラウドトークンセールをします。

- 販売活動基本方針
 - 社会実験のために事業組合と労働組合の2種類の組合を設立
 - ラインスタンプの配布（AICAの宣伝を兼ねて）
 - AICAの活用術
 - SNS拡散
 - Air Drop（トークンのバラマキ）（5000万円分）
 - 個人情報フリマ2500万円分（それ以降は、市場調達）
 - 海外の送り出し機関（50社）

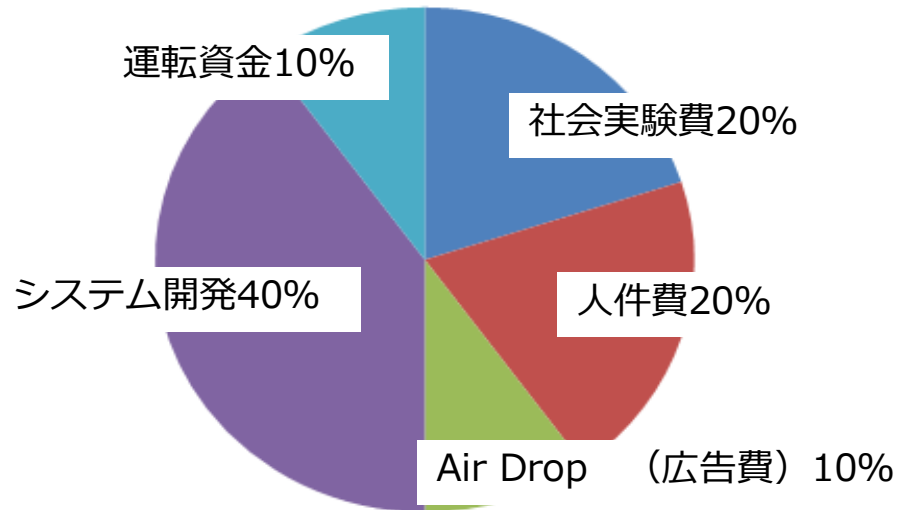
- 顧客ターゲット 日本で働く外国人労働者

- 販売ルート 海外の送り出し機関や日本語学校にトークンを持って頂き、留学生や技能実習生に説明をしてもらう。その方々が日本に来た時に日本側の法人に営業をして、事業組合に加入してもらう。組合に加入した法人にAICAで給与を支払ってもらいます。組合に加入して、発行するAICAと海外で先に持って頂くトークンは、Air Drop（広告費）から捻出する。ICO後、半年のロックアップ期間を設ける。



- 価格体系の図示

社会実験費用 1億円
人件費 1億円
Air Drop 5000万円
システム開発費 2億円
運 転 資 金 5000万円



• マーケティング

1. 価格政策

需要と供給のバランスと将来性によって、価格が決まります。
需要のUPは、他の仮想通貨と違い営業をして、利用を促すというアナログ的な戦略で進めていきます。

2. 販売促進政策

海外の日本語学校などに対して、実際にAICAを保有（Air Drop）してもらい生徒に説明をもらう。
日本側の企業に対して、給料としてAICAを使用してもらう。その時の支払い原資は、提供する。支払い原資に対して、社会実験の時は、円建てで同額を信託する。
社会実験後は、実績をもとに営業活動する。

3. 販路政策

大手暗号通貨取引所に上場する為には??

大手の取引所に上場する事ができれば、価格の上昇する見込みは高くなります。
どのような暗号通貨が大手の取引所に上場する事ができるかを分析しました。

1・ファンの数が多い

プレセールの段階で購入者が多いなど、関わりがある人が多いと上場しやすいです。なぜなら、上場する事によって取引、売買がICOのプレセールで買った人の数だけ行われる可能性が増えるので、取引所としても大きな利益に繋がります。

例えば、上場前のトークンにすでに1万人の購入者やファンがいるとします。そうすると取引所に上場した場合、トークンのファン1万人が顧客になる可能性があるのです。海外取引所のバイナンスなどでは、人気コイン投票などが定期的に行われています。

2・暗号通貨業界で取引所と繋がっている開発者がいる

すでに取引所と開発者の人間関係が出来上がっているかがとても大事です。世界には暗号通貨取引所は現在4000以上あると言われています。取引所といっても、二人で運営しているような取引所もあります。小さい取引所も多いので上場自体は難しくないので。そして取引所の運営を技術者が行っているケースが多いので、技術者のコミュニティで信頼関係を築いているケースもあります。

3・取引所に手数料を支払う

取引所に上場するには、一定額の手数料を支払って上場させるICOが一番多いです。
取引所にとって、デメリットがなければ、登録をしてもよいというスタンスが海外では多いです。

上記を踏まえて、弊社は、①と②を目指しユーティリティトークンとして進めていきます。



AICA発行方法と収益について

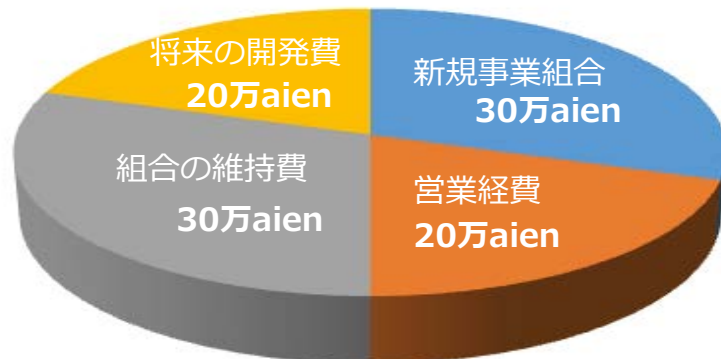
AICA事業組合（コンソーシアム）を設立して、AICAの発行を行います。

	パブリック	コンソーシアム	プライベート
管理者	なし	あり(複数)	あり(単独)
参加者	制限なし	管理者による許可制	
合意形成の仕組み	PoW /、PoS 等 (厳格な承認が必要)	特定者間のコンセンサス (厳格な承認は任意)	組織内承認 (厳格な承認は任意)
取引速度	低速	高速	

事業組合への入会1万円で、最初の500社は、1社入るごとに100万aienを発行
内訳

- ①組合に30万aienを発行
- ②営業経費20万aien（組合に取引所が加入した場合は、営業経費は取引所の通貨とする）
- ③組合の維持費30万aien（ロックアップ期間有り3か月、6か月、9か月と3回に分けて10万aien）
- ④20万aienは、事業組合にて将来のため（パブリック型ブロックチェーンの開発原資）にロックアップします。

発行される100万aienの内訳



1AICAの金額がUPした場合、100万aienは、
100万AICAは、必要としない。
残ったAICAは、事業組合が管理し、AICAを
便利にする為の事業やサービスに事業組合
の合意を持って投資を行う。

このプロジェクトの収益は、AICAのキャピタルのみです。手数料収入は、
1取引1%以下を目標にしています。
不正取引防止のための最低限の金額と管理費を捻出するのみです。月間
10億円の流通として、月1000万円のみです。
手数料が安いことが仮想通貨のメリットです。

1.競合の仮想通貨

給与等で支払う為には、法定通貨とペッグしている仮想通貨がメインとなります。

デメリットとしては、カウンターパーティリスクなどがあります。

カウンターパーティリスクとは、仮想通貨の発行母体が管理する法定通貨が何らかの（ハッキングや倒産など）の障害があった場合に、発行されたペッグの仮想通貨と基軸にしている法定通貨とのバランスが崩れてしまうリスクがあります。

これは他の仮想通貨にないリスクであり、セキュリティの強化により対応しなければならない問題です。

代表的な仮想通貨のペッグ

・ Tether/USDT

Tether(テザー)とは、米ドル(USD)や日本円(JPY)等の法定通貨とほぼ連動した価値を持つ仮想通貨です。

よく扱われているのがUSDT(USD Tether)で、殆どの場合1USDT≒1USDというほぼ等価の図式が崩れることはありません。

弊社の結論→銀行がお客様口座での預貯金をする方が安全。

・ TrueUSD

TrueUSDは、完全に担保され、法的に保護され、透過的に監査されている米ドル建てのERC20のペッグ通貨です。

TrueUSDでは、複数の口座を使用してカウンターパーティのリスクを軽減し、トークン所有者に法的権利を提供します。

弊社の結論→銀行がお客様口座での預貯金をする方が安全。

・ DAI

DAI Tokenとは、USDT的な法定通貨ペッグ通貨です。イーサリアムに対してペッグしています。

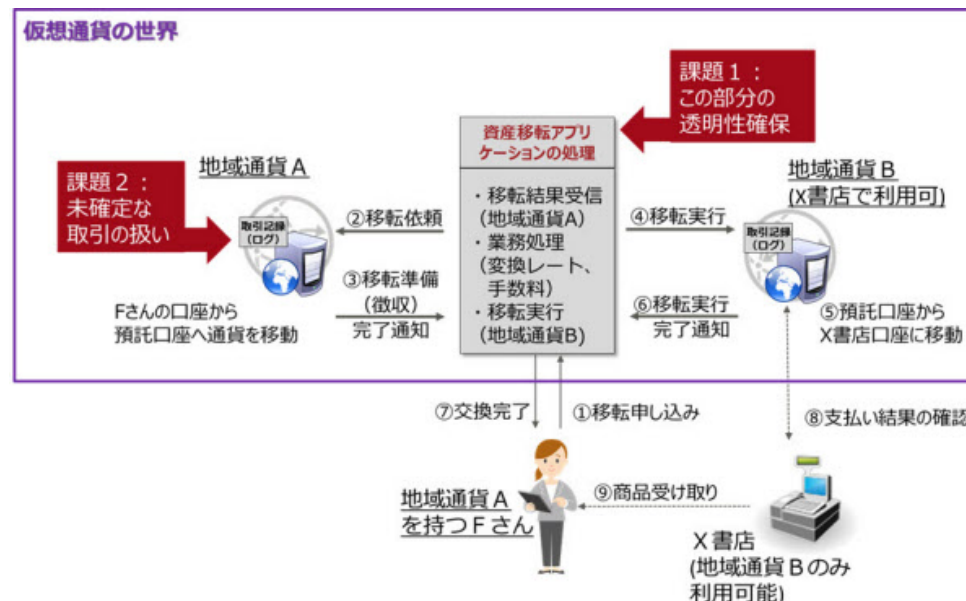
当社の結論→法定通貨を担保にペッグした方が良い。なぜなら仮想通貨と仮想通貨をハブでつないだだけ

BitUSD、Lisk、USDT、TrueUSD、、Boreal、ZEN、Tether、Jコイン、M U F Gコイン・・・

2. 競合の他社の状況

① 富士通研究所

ブロックチェーン同士を安全につなぐ技術を開発しました。右の図参照



複数のブロックチェーンを横断した取引の課題。富士通研のイメージ

② Cosmos

異なるブロックチェーン間が情報のやり取りを可能にするためHubとZoneの2つの機能を使います。

1つのブロックチェーンにない情報を、別のブロックチェーンから取得することによって、煩雑化しているトランザクションを敏速にできるということです。

結論：ハブでつなぐ技術は、仮想通貨の利便性を考えると必要です。

AICAの技術は、これらの利便性をオールインしている仮想通貨です。

ハブなどを通すことにより複雑な経路になります。

社会実験の定義

新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行することで、有効性を検証したり問題を把握し、時にはその施策の本格導入を見送るかを判断する材料とするもの。
参加者や関係機関との意見交換ならびに周知と合意形成も兼ねている。

第1フェーズ

UTILITY systemとJoint Account Walletのαバージョンで
給与払いのみを実験。

実験テーマ①～②を実験

期間は、1カ月を予定

実験中にβバージョンにアップグレードする。

参加予定者は、弊社協力企業のみ

aienを利用した支払いテストとAICAで仮相場を作りだし
ウォレット内のaien増減及びロック機能テスト

第2フェーズ

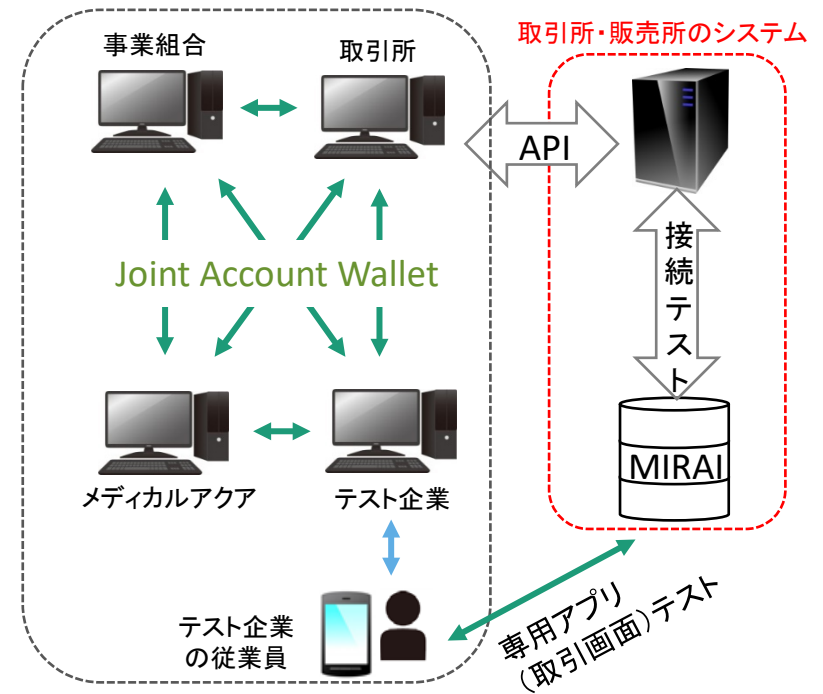
UTILITY systemとJoint Account WalletにMIRAI
systemのβバージョンで取引所参加での実験をする

実験テーマ③の確認

期間は、2ヶ月を予定

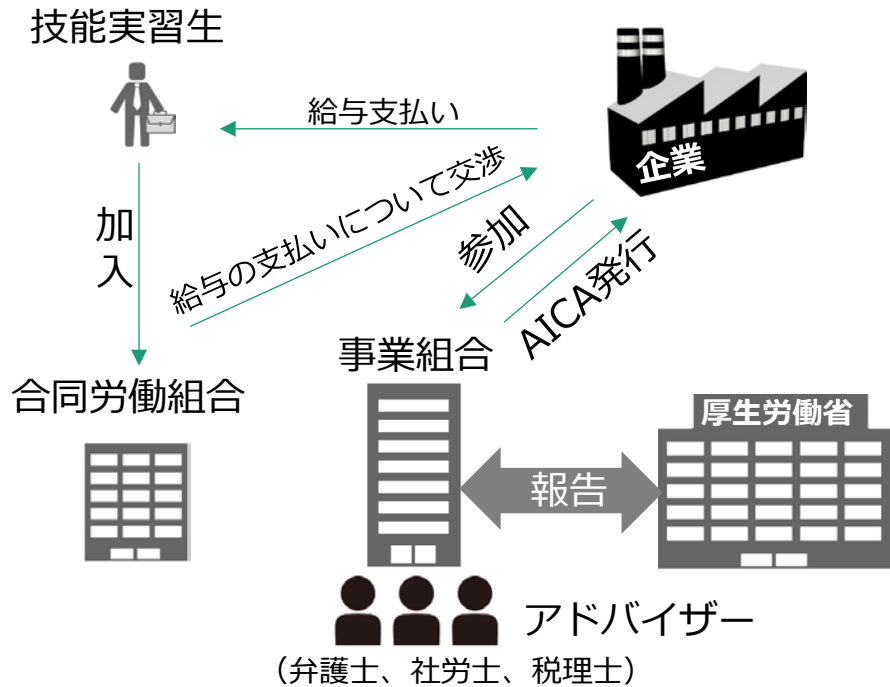
実験テーマ

- ①仮想通貨で給与支払いは、可能なのか？
- ②仮想通貨の抱えている問題をクリアできるか？
- ③利便性は向上したのか？
- ④法的问题を実際にクリアできるか？

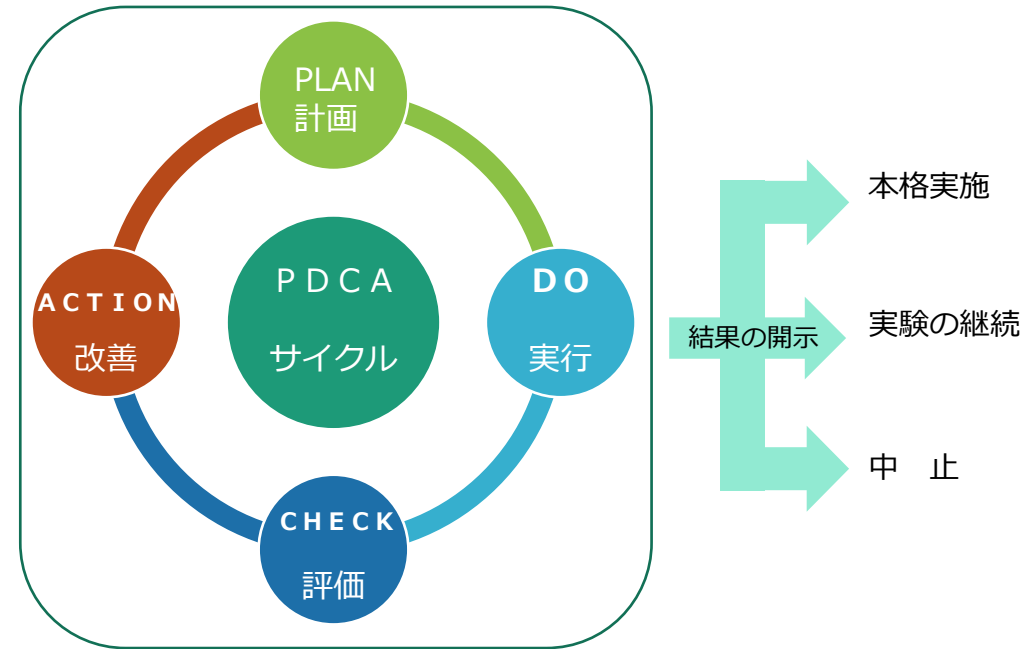


第3フェーズ（最終テスト）

全システム、完成後（本番環境）に事業組合、受入れ企業、技能実習生、合同労働組合、取引所、厚生労働省、弁護士、社労士、税理士が参加の元で、給与として支払いを実行する。



社会実験のスキーム





トークンセールについて

AICAのトークンセールは、クラウドセールとして2019年12月から行う。
クラウドセールへの参加は、2019年11月（予定）に詳細を発表
クラウドセールでの販売トークンは、最高2億AICAで、20億aien（1AICAの価格10円の場合）

クラウドトークンセール期間

2019年12月1日12：00（JST）から12月30日16：00（JST）

ボーナス特典

条件：50万aien以上

50万aienを1口とし、1口当たり10万aien(20%)を付与します。
ただし、半年間のロックアップ期間を設けます。

最低購入額

100,00aien(日本円で100,000円)

参加方法

トークンセールは、<https://aica.io>から参加できる。※参加には、AICA IDの取得が必須

支払い方法

支払い通貨は、BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、XEM（ネム）の3通貨でお支払い可能です。

トークンセールの流れ

<https://aica.io>からログインしてください。



ICO一覧ページで、AICAトークンセールに参加
利用規約をご確認し、同意の上、ご参加ください。



トークン購入履歴ページを確認

- すべてのトークン購入履歴は、トークン購入履歴ページからご確認いただけます。
- 各購入履歴には、着金を確認できた購入レコードが表示されます。



トークン購入から購入トークン量を入力し、支払い通貨を選んでください。

直接ウォレットから支払う場合：支払先アドレス・購入トークン量の目安・購入に必要な仮想通貨の量が表示されます。こちらの支払先アドレスへ、購入に必要な仮想通貨を送金してください。

※送金手数料はお客さまでご負担ください。

※一度送金先アドレスへ送金されたものは、払い戻しおよびキャンセルは出来ません。

※AICAトークンセール購入証明書は発行されません。



セールで購入されたAICAトークンの配布について

- トークンセール終了後、配布されます。
- トークン受取用のアドレスのご登録が必要です。
AICAトークン受取用アドレスの登録はダッシュボードで2020年1月中旬開始予定です。
トークンセール終了までに必ずご登録ください。
- CMSトークン（ETH）で受け取る場合：ERC20が取り扱えるウォレット「[MyEtherWallet](#)」などをご用意ください。
※受取用アドレスの詳細・登録方法は受取アドレス登録開始時にご案内します。



スケジュールについて

2017年	2月 1日	株式会社メディカルアクア IT事業部としてAICA計画始動
	9月 1日	人材紹介業許可取得
2018年	7月 1日	ホワイトペーパーVER1完成
	9月13日	AICAプロジェクト合同会社設立
	10月 1日	AICA開発開始 ホームページ完成
2019年	2月	AICA CRWE募集開始 随時AICAトークン配布

現 在

2020年	6月	海外法人 AICA LABO設立
	8月	UTILITY System a版
	9月	労働組合設立/事業組合設立
	10月	Joint Account Wallet a版とUTILITY System β版テスト プレトークンセール開始（日本以外の地域、日本ではプレセールは行いません）
	11月	MIRAI Systemβ版テスト
	12月	クラウドトークンセール開始（日本以外の地域、日本ではプレセールは行いません）
	1月	AICAにaienをパックさせたJoint Account Wallet完成
	2月	1AICAの価値を固定レートから変動制に移行（ハードフォーク）
	3月	取引所に上場
	4月	社会実験開始（ステップ3）
	6月	AICAの各サービスも順次テスト開始 社会実験終了 AICAプロジェクトから組合に管理者移行 営業開始

1AICAが500円（500倍）及び事業組合が500社を超えた段階で、
コンソーシアム型からパブリック型に変更準備を開始する。

Step 2へ（詳しくは、P40）

• 想定されるリスクとその対応策

(1) 法的規制

法令等の改正によりICOが制限された場合
→トークンセール前なら集団投資スキーム（ファンド）としてのICOを行う。トークンセール中なら内容を弁護士と相談して判断する。トークンセール後なら事業を進める。

(2) 人材の確保

優秀な人材を継続的に採用し、適正な要員配置を行うこと、労働環境を整備し教育体制を充実させて社員の定着を図ることができなかった場合
→エンジニアの要する時間や労力についてのリスクマネジメントサイクルを3か月ごとに行い、その都度、リスクの洗い出し、評価、監査などを行います。

(3) 人材流出による事業ノウハウの社外流出

新商品の開発、ネットワークの構築方法等各種のノウハウが人材流出とともに外部に流出し、第三者に類似するサービスが提供されることを効果的に防止できなかった場合
→本プロジェクトは、3日一体型のシステムであるため、プロジェクトマネージャーを代表の私自身が務め各開発の3部門ごとに開発マネージャーを置き、リスクを分散をさせます。

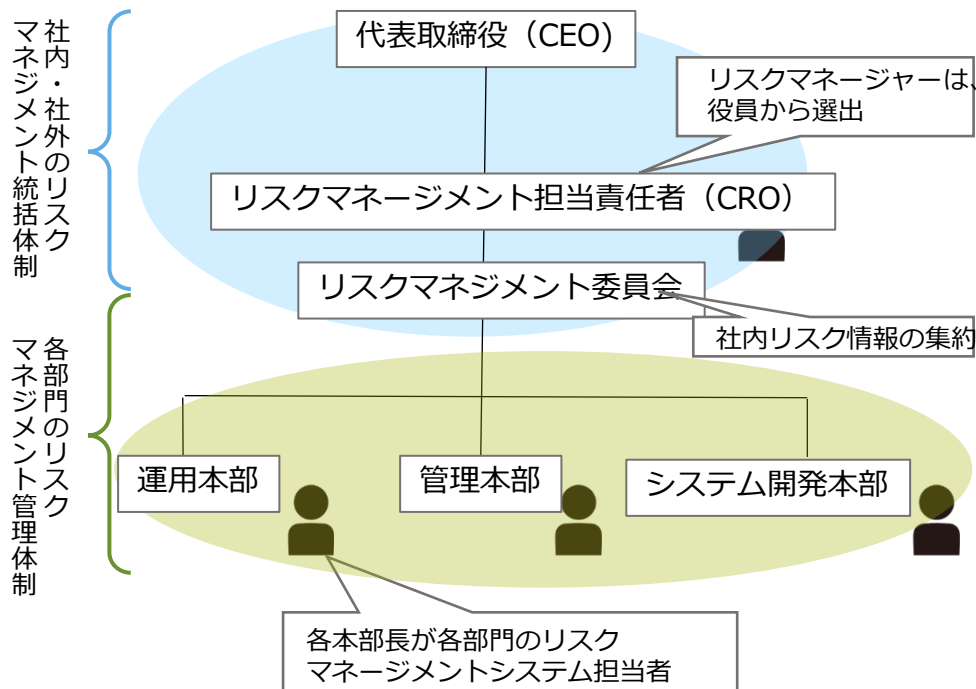
(4) 顧客情報の流出

顧客情報の管理不徹底等により情報が外部に漏洩し、弊社の社会的信用の低下、損害賠償請求等が発生した場合
→顧客情報などすべて、ペーパーとして管理し、コンピューター上では、オフラインコンピューターでの管理を行う。物理的リスクには、セキュリティールームの設置などで対応する。

(5) コンピュータウイルスやクラッカー行為の影響

コンピュータウイルスへの感染、クラッカー行為等を受けた場合
→ブロックチェーン上でのシステム運営により被害を受けにくい環境での開発と運用を行う。

事業リスクマネジメントシステムの構築



注意！お読みください

■ 違法な代行業者に注意

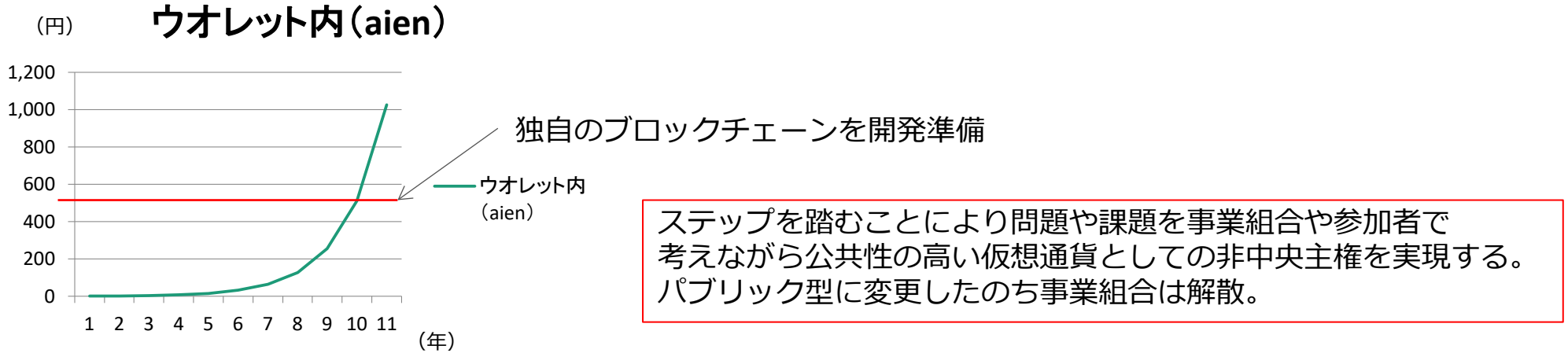
AICAのトークンを割引価格で買えるなど、有利な条件を謳った代行業などに注意してください。複数人の資産を預かってトークンを購入できるのは、法律で認められた上で運営されている投資ファンドなどに限られており、規約にもそれら行為が禁止されている旨を記しております。弊社でそのような不法行為や不正行為を発見した場合、代行者のアカウントを閉鎖し、トークンも一切配布しないため、代行業を利用したお客様の手にはトークンが届かない可能性があります。また、お客様のお金を預かり、実際にはトークンを配布しない詐欺行為の可能性もあります。AICAのプレセールもしくはトークンセールから直接買われていない方のサポートや対応は一切し兼ねますのであらかじめご了承ください。AICAトークンを購入する場合は、法律や規約で禁止されている第三者を避け、直接AICAのプレセールかトークンセールにご参加下さいますようお願いいたします。

■ 価格の高騰を煽る勧誘に注意

AICAのプレセールやトークンセールへの参加は、投資ではなくあくまでもトークン購入です。AICAのトークンの高騰を謳って購入を勧誘する行為にご注意下さい。弊社では、トークンの価格向上や高騰については一切謳っておらず、そのような保証も一切ございません。ご購入の際は、トークンの価格が、購入価格よりも下がる可能性があるというリスクをご理解された上でお願い致します。

1AICAが500円（500倍）及び事業組合が500社を超えた段階で、コンソーシアム型からパブリック型（P30）に変更準備開始。

この場合、手数料など最終方向性は、事業組合で決める予定です。



AICAの価格が500倍になる根拠

1か月に10億円の支払いに使用された場合、10億円の約50%に当たる5億円相当がロック機能を使うと考えられます。

10億円の利用に対して、5億円分が翌月の需要となります。

5億円に対して、10億円必要と考えるか価格が倍にならなくては、いけません。

よって、10億円の支払いを達成すれば、価格の下落が考えにくい（給与は、毎月あるので）仮想通貨の存在になります。

事業組合が500社になる根拠

事業組合への入会金と新規事業組合に発行される金額と、AICAを利用して給料を支払う事務的手間とのバランスです。

トータル的に考えるとAICAを利用するメリットの方が高いので組合に入る企業は増えると考えられます。

拡張しやすいように作りAIの連動なども含めて、オープンソース化なども考えていきます。

参考

外国人留学生や技能実習生による銀行口座の不正売買が横行している。生活費や帰国前の小遣いを稼ぐ目的が多く、交流サイト(SNS)や口コミで広がっているという。売られた口座はインターネットバンキングの不正送金や振り込め詐欺に悪用されており、警視庁などは技能実習生を受け入れる企業や金融機関に注意を呼びかけている。

「生活費を稼ぎたかった。口座売買が違法とは知らなかった」。昨年2月、警視庁に犯罪収益移転防止法違反容疑で逮捕された[ベトナム](#)国籍の留学生の女(当時22)はこう供述した。中国籍の男(同24)＝同容疑で逮捕＝に通帳とキャッシュカードを15万円で売ったという。

面識のない2人を結びつけたのはSNS。男が中国語で「口座を売ってほしい」と投稿し、それを見た中国や[ベトナム](#)出身の知人が留学生の女に売買を持ちかけていた。

男の自宅からは他人名義の通帳とカードが7点見つかり、うち3点がネットバンキングの不正送金先に使われていたことが判明した。同庁は男が外国人留学生などから口座を買い取り、犯罪グループに転売するなどして利益を得ていたとみている。

警察庁によると、2015年に発覚したネットバンキングの不正送金事件で、送金先口座の名義人2367人の約75%が外国籍だった。この割合は16年上期(1～6月)には約9割に上昇。名義人で最も多いのは中国人だが、ベトナム人も急速に増えている。

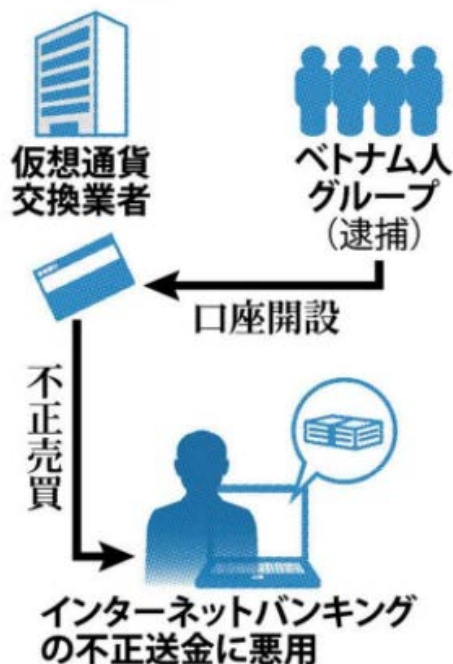
背景にはアジアからの留学生や技能実習生の増加がある。日本学生支援機構によると、16年5月1日時点の留学生は23万9287人と前年比14.8%増えた。特に中国人留学生とベトナム人留学生で15万2290人と全体の6割以上を占めている。法務省によると、技能実習生も16年末に22万8588人と年々増えている。

西日本を中心に外国人技能実習生の生活を支援する女性は「給与の振込先などの口座は帰国後に不要になるため、小遣い稼ぎで売る人がいる。SNSの普及で売買しやすくなった上、違法行為と知らない実習生らも多い」と明かす。送金額の上限が高い口座は1件当たり10万円以上の値が付くこともあるという。

警察は警戒を強めている。警視庁サイバー犯罪対策課は昨年から、外国人技能実習生の研修を実施する機関などに対し、口座売買の防止を呼びかけるよう要請。金融機関にも、帰国直前に送金額の上限を引き上げようとする外国人留学生らに注意するよう求めた。

愛知県警は昨年2月、中国語やベトナム語で口座売買は違法であることを説明した資料や紙芝居を作成。実習生を受け入れる企業などに出向き、売買を持ちかけられても断るよう呼びかけている。県警幹部は「[外国人](#)名義の口座が不正送金などの受け皿にならないよう対応を強めていきたい」と話している。

仮想通貨口座の不正売買 事件の構図



仮想通貨取引用の口座を不正に売買したとして、警視庁サイバー犯罪対策課は、ベトナム国籍の男女4人を犯罪収益移転防止法違反容疑で逮捕した。捜査関係者が15日、明らかにした。この口座は銀行のインターネットバンキングの不正送金の送り先として悪用されていたという。

昨年4月の犯罪収益移転防止法の改正で、仮想通貨の口座を他人が悪用することを知りながら売買した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されることになった。摘発は全国で初めてという。

捜査関係者によると、ベトナム人らには昨年7月ごろ、東京都内の仮想通貨交換業者に開設した口座を不正に売買した疑いが持たれている。

口座は別の犯罪グループに渡ったとみられる。このグループは法人名義のネットバンキングへ不正アクセスし、電子決済サービス「ペイジー」を使い、約300万円を4人から買った仮想通貨の口座に送金。10ビットコイン(当時のレートで1ビットコイン約28万円)に換えていた。

同課は仮想通貨取引用の口座がマネーロンダリング(資金洗浄)に悪用されていたとみて解明を進める。逮捕された4人は入管難民法違反(不法就労など)容疑で1月に逮捕されていた。

<不正送金悪用>仮想通貨口座密売疑い ベトナム人4人逮捕
毎日新聞 2/16(金) 7:00配信
仮想通貨口座の不正売買事件の構図